

会 議 名	第 1 3 回 港区景観審議会
開 催 日 時	平成 2 8 年 6 月 8 日 (水曜日) 午後 6 時から午後 8 時 0 0 分まで
開 催 場 所	区役所 9 階 9 1 1、9 1 2 会議室
委 員	(出席者) 齋 藤 潮 会長 杉山 朗子 副会長 大倉 富美雄 委員 倉田 直道 委員 沼田 麻美子 委員 岡元 隆治 委員 八木 嘉也 委員 唯是 一寿 委員 (欠席者) 池邊このみ 委員 宮脇 勝 委員
事 務 局	街づくり支援部長、都市計画課長、開発指導課長、街づくり計画担当係長・係員、景観指導係長・係員
傍 聴 者	なし
会 議 次 第	1. 開会 2. 議事 (1) 審議事項 港区景観街づくり賞の拡充について (2) 報告事項 屋外広告物景観形成ガイドラインについて 3. その他 4. 閉会
配 付 資 料	資料 1 - 1 現在の「港区景観街づくり賞」の概要 資料 1 - 2 港区景観街づくり賞における区民推薦枠の創設について 資料 1 - 3 各賞の分類の見直しについて 資料 2 屋外広告物景観形成ガイドラインについて 参考資料 1 平成 27 年度景観街づくり賞・みどりの街づくり賞パンフレット 参考資料 2 第 12 回港区景観審議会が出された今後の主な課題

会議の結果及び主要な発言

(1) 審議事項  
港区景観街づくり賞の拡充について  
(資料1-1、1-2、1-3説明)

事務局

副会長

参考資料のパンフレットに「緑の街づくり賞」も同時に掲載されているが、その違いも説明してほしい。

事務局

両賞の趣旨が似ていることから、共催することでより効果的な普及啓発を狙っている。一方で、緑の街づくり賞のほうはあくまで敷地内の緑化、緑の部分を評価して表彰するという観点だが、景観街づくり賞については緑という視点もありつつ、建物を含め計画全体を見て、街並みへの配慮という視点で表彰している。

A委員

届出協議案件とそれ以外の枠で優秀賞や特別賞を区別しているケースはあまりないように思う。中身ではなくネーミングの問題かもしれないが、どういった検討でこうした区別になったのか。名称だけを見ると、特別賞より優秀賞のほうが上というふうにも見えてしまうような気がする。受賞される側の立場に立ったときに、その辺がうまく理解されるか。

事務局

現行の景観街づくり賞、奨励賞のたてつけを極力継承しつつ、新しく推薦枠を創設したということがわかるような形でつくり込んだ経緯がある。しかしながら、改めて見たときに、届出協議案件が優秀であり、推薦された案件は特別であるという見方をされてしまうことが果たして良いのかという問題はあと思うので、ふさわしい名称などがあれば提案いただきたい。

A委員

届出協議案件、特別賞を含む全体の中から優秀賞があると位置付けが分かる。

副会長

名称、序列性について再検討を要するという意見であり、各項目の議論の中で話をしたいと思う。

B委員

名称を論じる前に、まず景観街づくり賞というのが、現行でどの程度の効果があり、どの程度狙いを達成できているのかという評価を伺いたい。

事務局

現行の賞は、景観計画を基に事業者の指導を行う一方で、良好な景観形成に貢献した事業者については表彰し、意欲を高めていくという発想の元でスタートした。受賞者からは、より一層景観街づくりに貢献していきたいという声も聞かれる。また、近年では事業者から景観街づくり賞についての問い合わせもあり、認知度

	<p>や意欲が高まっていると感じている。</p> <p>一方で、区民の意識については今後高めていく必要性が高いと考えており、今回、区民が主体となって良好な景観形成に寄与しているものを推薦し、区が表彰する制度を新設したいということで提案した次第である。</p>
<u>副会長</u>	<p>例えば公開空地についても、お金をかければ質が良いのは当然であって、空地のあり方や街並みとの関係、メンテナンスなどを含めてきちんとした案件を選定している。</p> <p>小さな店舗やリノベーション案件についても評価が受けられる形が良い。</p>
<u>B委員</u>	<p>賞の実施により、届出案件について、指導するときに効果があるのかないのか、これが1点目。</p> <p>2点目は、景観とは、ごちゃごちゃしてきれいではないところがきれいになることも重要だが、区民が愛着を持っているもの、守ろうと思うものを対象にしたほうが良いと思っているが、これまでは違うのか。景観街づくり賞の目指すところがそうではないと言ってしまうと、わかりやすいと思う。</p>
<u>事務局</u>	<p>指導の際の効果についてだが、年間100件以上届けが出てくる中で、ただ指導を受けてやらされているだけでなく、いいものをつくった際に表彰を受けることで、事業者側のモチベーションは上がっていると捉えている。</p> <p>また、26年度の時にはリノベーション案件もあり、大きな建築だけではなく、こういうものも景観を向上させるということを広く皆さんに周知できたこともよかった点であると感じている。</p>
<u>C委員</u>	<p>今回、区民推薦枠の創設は、あくまでも現行の特別賞が対象になっているわけだが、そういうことが資料の中にはっきりとうたわれていない。特別賞に区民推薦枠を創設するというのを、資料として、正確性を期するように書くとわかりやすくなる。まずそれが1点。</p> <p>次に、審査体制のところの審査部会だが、これは景観条例施行規則第26条第8項に規定される専門部会ということで良いのか。委員会や審査会が、何の根拠に基づいて設置されているのか、組織設計を考えてつくっているかどうかをお聞きしたい。</p>
<u>事務局</u>	<p>表彰制度の条例上の位置づけとしては、港区景観条例第25条の「区長は、良好な景観の形成に関して功績のあったものを表彰することができる」という規定に基づき実施している。景観街づくり賞の運用については、「港区景観街づくり賞実施要綱」の中で賞の種類や審査方法を規定しており、さらに、その審査体制として、選定審査会の委員の構成等について、要綱のさらに下部の「港区景観街</p>

<p><u>C委員</u></p>	<p>づくり賞選定審査会運営要領」で規定している。</p> <p>例えば、審査部会という名称を使うとなると、景観条例施行規則に規定されている専門部会と混同されるおそれがある。適切な名称があると思うので、その点を工夫した方が誤解を招かない気がする。いろいろな委員会や部会が乱立していて、どの規則に基づくものなのかがはっきり可視化されないと、よく分からない。</p>
<p><u>副会長</u></p>	<p>今の発言のとおり、審査部会と専門部会とを混同するというのはあると思う。</p>
<p><u>D委員</u></p>	<p>もともと届出協議案件しか対象にしていなかったものを広げるのであれば、優秀賞と特別賞という、2つ括りでなければいけないのか疑問である。同じ景観街づくりに、優劣は要らないのではないか。名称の問題だけではなく、景観に貢献するものがあれば、同じ扱いをした方が良い。</p> <p>それと片方は景観アドバイザーが審査して、片方は区民委員が中心になってやるという、全くレベルの違う人が審査すること自体もどうなのかなと思う。</p> <p>もう一つ気になるのは、届出協議案件で、港区の指導に従わずとも優秀であるという案件があった場合はどうするのか。審査の中身について、今までどういう協議をしたのかが見えていない。</p>
<p><u>A委員</u></p>	<p>そもそも賞が届出協議案件にかなり絞った形であるというところが、他の自治体と少し違う気がする。おそらくこの賞の目的が港区固有のテーマにフォーカスされているためであると思う。今回改めて区民推薦枠を設けるということは、感覚的には、他の自治体を実施している景観賞に近いところに枠を広げる感じがする。</p> <p>町の中で、あくまでも景観の中の1つの要素として、届出協議案件があるだけであり、そういう意味で、積極的に届出協議案件を取り上げる意図を説明しないと分かりにくい。</p> <p>また、景観は必ずしも建物だけではなく、国の例を見ても、面的な町並みであったり、地区全体の景観が向上したことを表彰したりもしている。何を表彰しようとしているのかが、やや分かりにくい。</p>
<p><u>事務局</u></p>	<p>今までの景観街づくり賞が協議案件から選ばれていたことは、1つ事実である。</p> <p>一方で、協議案件だけではなく、区民の愛着というものを区民目線で選んでもらい、区が広く周知し、その共有を図るべく枠を広げようというのが、今回の趣旨である。確かに特別賞という名前が少し反省すべきところがあるのかなと思うので、その点について意見等があればお願いしたい。</p>
<p><u>E委員</u></p>	<p>区民からの推薦は届出対象か否かという判断でできないと思うので、そのあたりはどうするのか。また、5年前とか10年前とかもっと古いものを推薦してくる</p>

	<p>可能性がある。あと、賞をつくったところで、意識する人が限られると思うので、より多くの人に知ってもらうためにはどうするのかという問題がある。</p>
<u>副会長</u>	<p>お店や歴史的な建築物などのテーマを設定し、今までになかったものも含めて全て狙いとしているのではないかと思う。</p> <p>また、事業者には、景観街づくり賞を機に良いものを作ってほしいということが伝わってきたが、区民の景観意識の広がりには実際どうだったのかという問題があるかと思う。</p> <p>議論が名称など具体的な話になってきているので、区民推薦枠創設ということではなく、拡充していくという方向について賛成、又は必要無いという意見を賜りたいと思うがいかがか。</p>
<u>B委員</u>	<p>拡充の方向というのは総論としては正しいけれども、その前に、これまでの賞が当初期待していたものに合致していたか、それ以外のものについて新たな要件でやるということだけで十分だったのかということに対する評価があるべきではないか。例えば、景観街づくり賞を23年度につくり、24年度には特別賞、25年度には奨励賞ができたが、なぜ1年ずつ賞が増えていったのか分からない。</p>
<u>副会長</u>	<p>第1回の特別賞はとても意義があったものだが、区から説明をお願いしたい。</p>
<u>事務局</u>	<p>当時、東京都景観計画の水辺景観形成特別地区と文化財庭園周辺景観形成特別地区で、東京都が補助金を出して、屋上などにある広告物の撤去に取り組んだ。港区もこれらの地区ではかなり動き、事業者にも負担をかけながら一掃したという経緯がある。その努力に対し、ねぎらいの意を込めて特別賞というものを贈った経緯がある。</p>
<u>副会長</u>	<p>従来の景観街づくり賞では、そういった賞を贈ることはできなかった。</p>
<u>事務局</u>	<p>そうである。もう1点、当時、届出案件の表彰による底上げと、区民の意識啓発や、日頃、町で努力をされている個人住宅レベルのものも表彰をして労をねぎらいたいという、2つの制度設計に取り組んでいたが、事業としての継続性が非常に課題であり、その制度設計がどうしても組めず、一旦、その部分だけ断念した経緯がある。今回の取組は、既に届出案件の表彰実績がかなり出てきたので、当時制度設計ができなかったところに再度チャレンジしようというものである。</p>
<u>C委員</u>	<p>P D C Aサイクルの今一体どの時期で、どのことをやっているのかがわからないということではないか。こういう問題点があったからこういう改善が必要であるという、体系的な説明がなされていない点に問題があるように感じている。今、</p>

	チェックがあり、すぐにアクションがあるという段階にあるという認識でよいか。
<u>事務局</u>	その通りである。
<u>副会長</u>	当時の経緯や考え方を、委員が変わっても分かるようにしておくべきである。
<u>会長</u>	先ほどの委員の発言で、届出案件と区民が推薦したものが重複している場合の考え方はいかがか。
<u>事務局</u>	基本的には、重複をもって推薦枠の表彰は外すということは考えていない。届出がなされ、最近竣工した案件とは街並みのごく一部であることから、重複の可能性が低いのではないかとということ、仮に同じものが推薦されたとしても、あくまで視点が異なることから、それが区民目線で今回のテーマに合致しているということであれば、推薦枠として賞をあげるべきではないかと考える。
<u>会長</u>	それであれば、推薦枠にあえて届出協議案件以外と記載しない方が良い。
<u>事務局</u>	募集時にそうした記載はせず、幅広くテーマに沿って推薦したいものを挙げてほしいということでご案内したい
<u>D委員</u>	今までの街づくり賞では、「良好な景観形成に功績のあった優れた民間の施設や活動を表彰する」と書いてあるが、今回は「特に優れていると認める施設」というふうになっている。今回、「特に優れていると認める施設」というのが入ったのには意味があるのか。今回は基準が異なり、優劣をつけるのか。新たな特別賞でもそうだが、基準を明確にしないと選ぶ方は大変である。 「良好な景観の形成に功績のあった」というのは日本語的にいうと「優れている」とは読めない。
<u>事務局</u>	基準を変えてはいない。「良好な景観形成に功績のあった優れたものを表彰する」というのは、この表彰制度自体の総合的な趣旨をうたっているものである。一方で、これまでも街づくり賞と奨励賞の2種類があり、賞をランク分けしている関係上「特に優れている」という表現が出てきている。現在の賞でもあるものを、賞の分類の見直し以降についても引き続き継続するものである。
<u>B委員</u>	先ほどの倉田委員の説明で、いろんな自治体の景観に関する制度をよくご存じかと思うが、港区の制度は他とは少し違うのか。
<u>A委員</u>	届出協議案件に結構焦点を当てているというのは、他にあまりないのではと思う。

<p><u>B委員</u></p>	<p>それは港区が、いわゆる開発、大規模なものが非常に多いからなのか。</p>
<p><u>A委員</u></p>	<p>それはそうだと思うし、逆に、ここに入るのは、つまり事前協議を含めて景観届出制度というものをうまく機能させるということ、この賞を通して、ある意味では社会にも、それを示していくというような意図があるのかなと思う。</p>
<p><u>B委員</u></p>	<p>そういう意味では、副会長並びに事務局の話にもあったが、その狙いは一定程度達成できたという評価だと思うが、他方で、他の自治体で届出協議案件にフォーカスを当ててないときは、一般的にどういったものが表彰されているのか。</p>
<p><u>A委員</u></p>	<p>一つは、規模にこだわらず、ただ一般には比較的新しいものを対象としているケースもある一方で、ある地区の景観が互いにルールをつくりながらやってきた結果、いい地区が形成されたというようなものも対象になっている。 港区の特徴があるといえばその通りだが、今回、枠を広げて通常言われているような表彰対象も含んでいこうという時に、届出案件だけが依然優秀賞という名前で残り、新たに創設する方が特別賞と言われているところがすっきり理解できない。少し強引かもしれないが、優秀賞は広く一般にいいものを選び、届出案件は逆に言うと届出案件という特別な枠の中で賞を与える、それが特別賞というのであれば何となくしっくりくる。</p>
<p><u>D委員</u></p>	<p>港区は、景観計画をつくったときに協議対象案件を決めて、それを促進するためにこの賞を設けているから、他の景観賞とは少し違う。それがここへ来て、それではいけないから他と同じように幅広い賞にしたほうが良いのではないかというのが今回の提案になる。そうだとすると、趣旨は良いが、賞の区分の仕方がやや違うのかなと思う。そもそもの趣旨が、良好な街づくりを推進したいために、協議案件を、なるべくうまくいくために表彰しようといったように元々違うので、その辺の混乱があるのではないかと思う。</p>
<p><u>事務局</u></p>	<p>当時でも視点はあり、制度設計上なかなかできなかった部分を、PDCAサイクルの中でチェックをしたところ、やはり区民の視点が必要であろうということで、今回提案した。ただ、皆さんから指摘のとおり、特別賞という名前に課題があるのではないかとこのところなので、名前について再検討を事務局でさせていただきたいと思うがいかがか。または皆さんから提案があればいただきたい。</p>
<p><u>副会長</u></p>	<p>各自治体も工夫しており、街づくりの活動団体を表彰するということが増えてきている。「施設」にあげるものではなく、「景観」にあげるものであろう。「施設」で止めてしまう感じが残っているようにも思えるので、景観審議会の考え方とし</p>

	て、いろいろな議論は皆さんにしてもらった方が良い。
<u>会長</u>	いろいろとご意見をいただいた。事務局から改めて提案してもらい、その案を皆さんで修正していきたい。
<u>B委員</u>	<p>これだけ歴史のある町だから、区民は、歴史的なものをみんなで守って行って、いい町、いい景観になったというものを、景観街づくりとしてイメージしていると思う。そういったものをすくい上げようという今回の試みは高く評価したい。これまで効果があったものはキープしながら、区民の感覚と離れないものをつくっていくというのが一番大事だと思う。</p> <p>あと、区民の景観に対する意識を上げていくために一番大事なのは、どういったものを選ぶのか、そして選んだものをどう広めていくのか、そこまで書いてほしい。どういう広報、イベントを考えるかまでセットになっていて、初めて意味がある。</p>
<u>事務局</u>	少しお時間をいただき、再度資料、論点を整理した中で、改めて皆さんに提案したい。
<u>C委員</u>	先ほど副会長が、施設に対する論点を拡充していきたいというふうに捉えたということに私も賛成で、わかりやすく言うと、物、事、人に対する評価を港区はしていきたいという姿勢が明確になっていれば良いのではないかと思う。街づくりは物、事、人であり、今まで、物という、物理的な施設についてしか評価していなかったものを、今後は、事と人も評価していきたいということであろう。そういったことがキャッチーに伝わるように設計すれば良い。
<u>副会長</u>	いろいろな先行事例もあると思うので、参考にしていくと良い。
<u>A委員</u>	今までの賞に追加されたというプロセスが、そのまま賞のたてつけになってしまっている。方向性自体が間違っているわけではなくて、賞としての全体像をどうしていくかだと思う。協議案件ではなくても優秀なものはあるだろうから、そういったものも優秀賞の対象になるような仕立てになっていると、あまり違和感がないと思う。
<u>事務局</u>	今までの背景等の説明が少し足りなかったなというところがあることと、つけ足したようなイメージがあるということなので、説明、資料を整理して再度提案させていただきたい。

事務局	<p>(2) 報告事項 屋外広告物景観形成ガイドラインについて (資料2の説明)</p>
C委員	<p>検討体制の組織図についてだが、新たに立ち上げる検討委員会を独立した委員会とし、いわゆる景観審議会の部会としなかった理由をまず知りたい。その方が組織が横断的になるからなのか。意思決定の機関として、景観審議会がオフィシャルに設置されているにもかかわらず、その部会としてこの委員会を設けるという発想にならずに、なぜ独立委員会にするのか。</p> <p>この組織図では、景観審議会は下部組織のように描かれているが、我々は意見聴取をされる側なのか、上流、下流のどのような組織設計になっているのかわからない。</p>
事務局	<p>部会にしなかった理由としては、部会を審議会の下に設けた場合は、基本的に審議会のメンバーで部会を構成されていくという、条例施行規則がそういうたてつけになっているところにある。今回は、広く関係機関や学識経験者などを入れていきたい。</p>
C委員	<p>一般的に審議会というのは、部会を設けた場合、そこに部会長や会長の判断で専門委員を招聘できることとなっている。国の審議会や都道府県の審議会もそうである。景観審議会の下部組織として部会を設け、そこに参与を求める方が自然のように思う。この委員会は、どこの附属機関になるのか。景観審議会は区長の附属機関になっていると思うが、どこか特定の部署の附属機関、もし都市計画課に附属する委員会になるのであれば、この組織図は逆である。</p>
事務局	<p>景観審議会は区長の附属機関であるから、非常勤職員扱いになるかと思うが、この検討委員会は、そのような扱いではない。</p>
C委員	<p>それであれば、この組織図は逆である。</p>
事務局	<p>上下関係は指摘のとおりであり、資料を改めたい。</p>
C委員	<p>港区はいろいろな委員会が乱立しており、行政組織上どういう位置づけであるかが厳格でない。検討委員会にどういう権限を与えるのかということがはっきりしていないと駄目である。</p>
副会長	<p>検討スケジュールを見ると、検討委員会が細かい内容を扱い、景観審議会ですそれを審議するということか。</p>

<u>C委員</u>	審議であれば、意見聴取という記載はおかしい。
<u>事務局</u>	上下関係については、審議会を上位に修正したい。意見聴取については、条例上正確にいうと、諮問に対して意見を述べるという書き方がされていることから、正確を期して修正したい。
<u>C委員</u>	審議会の下部に置くことはできないのか。外部の学識経験者等を入れて、もっと拡大的な部会になるようにしていけばいいかもしれない。国や都道府県は、そういう設計になっている。
<u>事務局</u>	そこまでの制度設計ができていないのが現状である。
<u>事務局</u>	区に附属機関に関する規定というのがあり、非常勤公務員の扱いと読み取れる附属機関と懇談会の大きく2つがある。そのどちらなのかと言われれば、この検討委員会は懇談会に当たる性格だと認識している。
<u>D委員</u>	この地区はこういう広告物は駄目であるといった規制をかけるつもりがあるのか。市によっては、例えば中心街で赤を使ってはいけないというような色彩規制があるが、港区には無いため、面積などで許可を出すだけの話だと思う。窓口は土木の管理課だと思うが、この中に土木の管理課は入るのか。
<u>事務局</u>	直接の担当部署ではないが、検討委員会の会議に出席して、一緒に検討していこうと考えている。ただ、この業務の担当としては開発指導課になる。
<u>D委員</u>	土木の管理課は許可を出すだけの業務であって、その中身については景観計画の中でやるということか。景観計画の40ページと41ページに屋外広告物の表示等というのがあるが、具体的な規制というのではない。私は、今度は具体的な地区で具体的な条例をつくり、規制を行うものかと思ったが、先ほどの説明では、業界の意見を聞いて検討を進めるという、相反する話である。
<u>事務局</u>	ご指摘のとおりで、景観計画の中で位置づけられている屋外広告物に関する事項はお願いである。その書いてある内容が複雑でわかりにくいので、視覚化して分かりやすいガイドラインをつくらうという意図である。新しくルールをつくるということではない。
<u>D委員</u>	例えば中央区の銀座通りは茶色にするというものがあつた。港区も、景観計画で

<p><u>事務局</u></p> <p><u>B委員</u></p> <p><u>事務局</u></p>	<p>ある程度そういうものがないのか。</p> <p>まずはガイドラインで、課題解決に取り組んでいきたい。</p> <p>検討体制についての文章で邪推すると、景観審議会はあまり関係ないというようにしか読めないから、もう少しこういう文書を出すときは配慮した方が良いのではないか。例えば、2つの委員会が実質的な検討を進めますとあるが、せめて実務的な検討と書かないと、景観審議会は関係ないじゃないかと言われても仕方ない。</p> <p>表現の仕方を改めたい。</p>
<p><u>事務局</u></p>	<p><b>3. その他</b>  (参考資料2説明)  次回の港区景観審議会は、改めて日程調整を行ったのち連絡する。</p>
	<p>閉会</p>